

2010年3月1日

## クロスメディア所有のあり方に関する意見

社団法人日本新聞協会メディア開発委員会

クロスメディア所有のあり方に関しましては、わが国にはいわゆるマスメディア集中排除原則と呼ばれるものの中に、新聞・ラジオ・テレビの3事業支配を原則禁止する規定があります。この3事業支配禁止規定について、日本新聞協会はかねてより折りに触れ、これを撤廃するよう求めてきました。

この規定は、地上放送に関するマスメディア集中排除原則を定めた「放送局の開設の根本的基準」9条の但し書きにあるとおり、「一の者がニュース又は情報の独占的頒布を行うこととなるおそれ」を防止するのが目的であると考えます。

同原則が制定された1959年当時、数多くの人たちにニュースや情報を伝えるメディアの主演は新聞、雑誌、ラジオ、テレビに限られていました。しかし、その後、ケーブルテレビやBS、CSなどの新たな放送メディアの出現によって多くの視聴者が多チャンネル放送を享受できるようになりました。

さらに今日では、インターネットの急速な普及と検索エンジンをはじめとする情報通信技術の発達により、パソコンや携帯電話などでも、世界中で大量に流通している多種多様な情報の中から必要な情報を簡便かつ瞬時に取り出すことが可能な時代を迎えています。

つまり、一の者によるニュースや情報の独占的頒布のおそれを防止するまでもなく、どの放送対象地域でも、情報入手の手段の多元性、言論の多様性は確保されています。

また、地域に密着したフリーペーパーの発行部数はいまや3億部に迫り、コミュニティFM局も200局を超え、コミュニティや生活情報が中心のSNSやブログも急速に拡大しています。

こうした実情に目を向ければ、3事業支配の禁止規定を撤廃したとしても、情報の「多様性」「多元性」「地域性」が損なわれる状況にないのは明らかであり、これが同規定の撤廃を求める理由です。

「既存秩序を破壊する技術」とも言われるインターネットの普及、デジタル化とブロードバンド化の進展に伴い、新聞社も放送局も厳しい経営を迫られています。新聞社、放送局が国民の「知る権利」の担い手として、今後も公共的、文化的使命を果たし続けていくには、経営の安定が不可欠です。そのために必要なのは、新聞と放送の間に楔を打ち込むことではなく、さらなる連携の強化を可能とする制度の整備であると考えます。

以 上

マスメディア集中排除原則をめぐる新聞協会(メディア開発委員会)の主な意見

### 「放送関係法制に関する意見書」(1963. 11. 21)

宛先：臨時放送関係法制調査会・松方三郎会長（日刊新聞87社の連名で。新聞協会と別

背景：郵政省が「臨時放送関係法制調査会」を設置。放送法改正に関する答申決定にさき  
だち、関係各界の意見を聴取したのに対応して。

内容：放送の主体性確立と番組の自主規制、新聞社の放送局兼営の社会的必然性、ファク  
シミリ放送とラジオ、テレビとの根本的相違点を指摘し、当局の善処方を要望した

### 郵政省・FM放送に関する「打ち合わせ会」での意見陳述(1968. 11. 18)

発言者：新聞協会江尻事務局長（あらかじめ常任理事会の了承をえて）

背景：郵政省は「超短波放送（FM）用周波数割当計画案」を発表し、FM放送の実用放  
送への移行計画を明らかにした。この案に対する各界有識者の意見を聞くため、1  
1月18日開催された「打ち合わせ会」にて述べた意見。

本文：「もともとFM放送の特質は、多数の周波数確保が可能となる点にあり、FMの全面  
的な開放があれば、たんに音楽だけでなく、報道・解説・教育・教養など多面的な機能を  
果たす音声放送が全面的に実施できる。このうち報道・解説の面では、長い歴史と実績を  
もち、公正で正確な報道をむねとする新聞社はFM局を経営する適性をもつ。したがって  
FM放送の全面的・全国的な実用体制の青写真が、早期かつ具体的に明示されなければなら  
ない。」

### 「テレビ多重によるファクシミリ送信に関する意見書」(1976. 7. 27)

宛先：多重放送に関する調査研究会議・伊藤正己会長

背景：調査研究会議報告書の原案起草の時期にあたり、ファクシミリのあり方を中心とす  
る所見を取りまとめて。

本文：「放送法制は、本来、このようなマス・メディア事情の変化に応じて、放送法の目的、  
「放送」の定義をふくめて、時代の趨勢に適した再検討と改正が行われてしかるべきもの  
でありました。この点について新聞界は、すでに昭和38年11月21日づけ『放送法制に  
関する意見書』（新聞87社）および同39年11月4日づけ郵政大臣あて『意見書』（新聞  
88社）において、基本的な考え方をのべております。

その要点は、法制の根本改正を求めるとともに、改正の方向として、放送における報道  
機能の充実と自由の確保、新聞社が放送に参加することの意義と『マス・メディア独占』  
規制方針の再検討、さらにファクシミリを『放送』概念に含めることの不当性、などを指  
摘し関係者の再考を求めたものであります。これら基本的な諸点は、今日なお新聞界の見  
解として維持されております。」

### 「文字放送に関する要望書」(1985. 6. 28)

宛先：左藤恵郵政大臣

背景：電気通信技術審議会が文字多重放送を行うための技術基準を郵政大臣に答申、これに伴って免許方針が示されることになった。郵政省はこの免許方針について、集中排除原則を適用する方針に立っていることから、適用しないように求めて提出した要望書の中で。

本文：「文字放送は地域別、専門分野別などセグメント情報の提供メディアとして適しており、従来のようなメディアとは異なった特性を有します。したがって、マスメディアの集中排除の方針を文字放送に適用することは妥当ではありません」

「マスメディアの集中排除の免許方針は、昭和34年、貴省の『放送局開設の根本的基準第9条の方針に基づく審査要領』によって打ち出されておりますが、その当時にくらべ、今日、情報環境は大きく変化しております。全国的にテレビ局の多局化が行われ、FMの実用化やCATVの進展、ビデオテックスの実用など情報伝達手段が多様化してきております。同審査要領には、『地域社会に存立の基礎をもつ有力な大衆情報の供給事業が併存する場合、ラジオ・テレビ・新聞の三事業兼営または経営支配を行っても当該地域社会における大衆情報の独占的供給となるおそれのない場合はこの限りでない』という『例外』条項がありますが、このような状況は、今日、全国のどこの地域をとっても存在しております」

### 「テレビジョン文字多重放送の免許方針の修正案についての意見」(1987. 10. 7)

宛先：郵政省・放送行政局長・成川富彦

背景：文字多重放送事業が軌道に乗らないことから、郵政省は普及促進に向けた大幅な規制緩和を行うこととなった。電波監理審議会は87年10月16日、文字放送事業者に対するマスメディア集中排除原則を撤廃する答申をした。これに先立つ郵政省の意見照会に対して。

本文：「文字放送の第三者法人にたいして、いわゆるマスメディア集中排除措置を撤廃することは、当協会が従来主張し要望してきたことであり当然である」

### 「放送法制改正に向けての新聞界の見解」(1987. 10. 30)

背景：郵政大臣の私的懇談会「ニューメディア時代における放送に関する懇談会（放送政策懇談会）」は87年4月2日、今後の放送行政について報告書をまとめた。これを受けて郵政省は放送制度全般の見直しに着手、88年4月27日には放送法および電波法の改正案が可決、成立し、10月1日から施行された。改正の内容は、NHKと民放による現行制度を維持しつつ、「マスメディアの集中排除原則」「放送の計画的普及および健全な発達を図るための基本的事項」などを郵政大臣が策定する「放送普及基本計画」に盛り込むことにしたほか、3年間だった放送局の免許を5年間に延長し、NHKを除き有料放送の道を開くなどの規制緩和を図った。また放送事

業者に番組審議機関の意見・答申の内容を公表することを義務づけた。これらの法改正に先立つ郵政省からの意見照会に対し、メディア開発委員会がまとめた見解。本文：「新聞・通信社は、あらゆるメディアを通じ、国民生活にとって最も重要な情報を提供し、国民の知る権利に応えることを使命としている。しかし、従来のマスメディアの集中排除原則は、新聞・通信社が放送に進出することに制約を加えている。このことは、表現・言論の自由に対する行政府の介入や、国民の知る権利の制限につながる恐れがある。したがって、同原則についてはこのさい思いきった緩和を図り、メディアの多様化の推移をみながら将来は撤廃することが適当である。」

「また、マスメディアの集中排除原則については、現在、どの地域をみても、全国紙、地方紙、複数の放送局、その他多種多様な情報伝送メディアが並存していることから、同原則が撤廃されたとしても言論の画一化には至らないことは自明である。また、テレビの全国4局化の推進に際して放送局の経営・経済的問題を理由に同原則を緩和するという考え方が放政懇報告書で示されているが、このことは、集中排除の基本的考え方が現実にそぐわないものであることを証明するものといわざるを得ない。このような現状を踏まえると、テレビ、中波ラジオに対しては、既存放送局も含めて大幅に同原則を緩和してその段階的撤廃を図り、その他のメディアに対してはいっさい適用すべきでない。」

#### 「放送法制改正案に対する新聞界の見解」(1989. 4. 20)

宛先：衆参両院議長、両院逋信委員会委員長および委員

背景：郵政省「通信と放送の境界領域的サービスに関する研究会」が報告書をまとめた。

C Sを利用したサービスのうち、不特定多数によって同時に受信されることを目的とするものは放送として位置づけるとの見解を発表した。

これを受けた放送法および電波法の改正が成立。C S保有者を「受託放送事業者」、放送番組の編集を行う者を「委託放送事業者」と規定することで、C S放送の実現を図る一方、委託放送事業者にマスメディア集中排除など放送事業者と同様の規制が設けられた。

法改正に先立ち、郵政省が放送法および電波法改正案を国会に提出した段階したことから、これに対する新聞・通信界としての考え方をまとめたもの。

本文：「集中排除原則のソフト事業者への適用は、通信衛星を利用する情報サービスから新聞・通信社、放送事業者を実質的に排除するものであり、新聞界としてこのような差別は容認できない」

#### 「郵政省電波監理審議会聴聞における準備書面」(1989. 8. 24)

宛先：遠藤寿一主任審理官

背景：通信衛星を利用する放送サービスの実現などを目的とする放送法・電波法の一部改正を受けた放送法施行規則、放送局開設の根本的基準の一部改正案に対する電監審聴聞の準備書面で。

本文：「改正省令案では、『認定等』の基準として『放送局の開設の根本的基準』第9条のいわゆるマスメディア集中排除原則を適用するものとなっているが、この原則は昭和34年、電波による放送の周波数が希少有限と考えられた時代に策定されたものであり、今日のように伝達メディアが多様化した時代にあつては、もはや合理的根拠を失っている。むしろ危惧すべきことは、一部の巨大資本や実質的に政治権力の支配下にある勢力が、自由で責任ある言論・報道についてほとんど経験を持たないまま、利益追求のために情報産業分野に進出し、既存業界に悪影響を及ぼしかねない点にこそある」

「通信衛星を利用したいわゆる『放送サービス』はメディア特性、受信システムと予想される受信者層など、メディアとしての離陸が可能かどうか不明である。また、放送衛星による放送に関しても、地上放送との調和および既存民放の実績とノウハウの活用が郵政省・研究会によって提言されているように、既存マスメディアによる援助が必要と考えられる。また、地上放送でも、テレビ文字多重放送の第三者法人について、集中排除原則が適用除外となった前例もある。このような状況のもとで、通信衛星による『放送サービス』に対し、地上放送の免許条件と同一の基準で『集中排除』を強調することは、このメディアの健全な発展を阻害する恐れがある」

#### 「郵政省電波監理審議会聴聞における聴聞準備書面」(1989. 12. 8)

宛先：遠藤寿一主任審理官

背景：衛星放送によるテレビ電波を利用した音声多重放送の独立的利用、通信衛星による「放送」用電波を利用した音声多重放送の独立的利用を行おうとする事業者に対して、マスメディア集中排除原則を適用する旨の「放送局の開設の根本的基準の一部を改正する省令案」「放送法施行規則の一部を改正する省令案」について開催された電波監理審議会聴聞会に提出した準備書面。

本文：「両事案に対し、新聞・通信社としては、改正の必要がないという意見である。

変更案の趣旨は、衛星放送によるテレビ電波を利用した音声多重放送の独立的利用、ならびに通信衛星による「放送」用電波を利用した音声多重放送に、それぞれマスメディア集中排除原則を適用しようとするものである。

この原則は、昭和34年、電波による放送の周波数が希少有限な時代に策定されたものであり、今日のような伝達メディアが多様化した時代にあつては、もはや合理的根拠を失っている。従って同原則については思い切った緩和を図り、メディア多様化の推移をみながら将来は撤廃することが適当であると考え。

とくに音声多重放送は、その性格から専門放送分野の利用が予想されるものであり、その多様で自由な発展を図るうえでも、同原則の適用は適当でないと考え。」

#### 「ファクシミリ多重放送に関するヒアリングでの新聞界の意見陳述」(1989. 12. 12)

背景：テレビ電波のすき間に文字、図表、写真などの情報を多重させ、テレビ受信機に接続したファクシミリでハードコピーを提供するファクシミリ多重放送は、電波メデ

アの特質である同報性、速報性、活字メディアの記録性を共有する新しいメディアとして、当初は注目された。実用化に向けて郵政省は「ファクシミリ多重放送に関する調査研究会」を設置し、今後の同研究会の審議の参考にするため、新聞協会に対して、意見を求めてきた。この要請に対して12月12日、郵政省を訪れ、新聞・通信社の考えを表明した意見陳述の中で。

本文：「機能的には新聞・出版と同じ範ちゅうに属するメディアである」

「文字による情報の配布は、マスコミ産業の中核として、新聞・通信社が伝統的に培ってきた方法である。ファクシミリ多重放送を利用する第三者法人への参入に当たって、事実上、新聞・通信社の関与を排除し、結果的にこれまでの伝統と実績を侵害するようなマスメディア集中排除原則の適用には反対である。」

### 「(CSでの音声サービス開始に伴う) 郵政省電波監理審議会聴聞における聴聞準備書面」 (1990.8.20)

宛先：電波監理審議会・主任審理官・勘場宏海

背景：郵政省は89年の放送法改正を受け、通信衛星を利用した「放送サービス」を実施するため、「音声サービス」と「映像サービス」に分けて関係省令の改正作業を進め、さしあたり「音声サービス」として音楽放送を行うこととし、これに伴い「放送普及基本計画」と「放送用周波数使用計画」の改正案を電監審に諮問。これに基づき電監審は、聴聞会を開催し関係方面に意見陳述を求めた。これに対して聴聞準備書面を作成して提出、聴聞会で意見を述べた。

本文：「新聞・通信社がこの『放送サービス』を行う『委託放送事業者』になることについて、制約を加えることのないよう配慮を求める。『委託放送事業者』の『認定』に当たり、メディアの集中排除原則を機械的に適用し、新聞・通信社を排除することは、メディアが多様化している現在においては、非現実的である。むしろ情報提供事業者として長年の伝統的な実績を有する新聞・通信社の自由な参入を認めることによって、この新しい『放送サービス』の発展が図られるべきである」

### 「(コミュニティ放送に伴う) 郵政省電波監理審議会聴聞における聴聞準備書」 (1991.11.11)

宛先：主任審理官・太田邦美

背景：郵政省は、市町村単位で地域に密着した情報を音声で提供するコミュニティ放送の実用化をはかるため、放送法施行規則など郵政省令の一部改正案を電監審に諮問した。これに対する利害関係者を対象にした電監審・聴聞会に提出した聴聞準備書面。

本文：「言論の多様性の確保と放送の機会均等、電波の有限性を理論的根拠とするマスメディア集中排除原則をコミュニティ放送に適用することは、合理性に乏しい。メディアである放送に対する公的規制は、混信防止目的など必要最小限にとどめるべきであるとの立場

から、マスメディア集中排除原則の撤廃を求める。情報提供事業者として長年の伝統的実績を有する新聞・通信社を含む既存のマスメディア事業者の自由な参入を制限するような制度は、断じて認められない。」

### 「次期放送衛星段階における衛星放送の在り方に関する新聞界の基本的考え」 (1992.10.23)

宛先：電波監理審議会・会長・生田正輝

背景：郵政省はNHK 2チャンネル、民間放送 1チャンネルで構成されている衛星放送体制を次期衛星放送（BS-4）打ち上げ予定の平成9年に、8チャンネルすべてを開放する予定で準備を進めていた。周波数割り当てをはじめとして、次期放送衛星段階における衛星放送の在り方について、郵政大臣が電監審に諮問を行い、電監審から新聞協会に対して意見照会の求めがあった。これに対して「考え」をまとめ電監審に提出した。

本文：「放送法制の大部分は電波が希少な時代に策定されたものである。多チャンネル化が実現し、さらに進展しようとしている今日とはまったく異なった環境を背景とした制度であるから、現況に対応して見直す必要がある。」

「とりわけマスメディア集中排除原則については、放送の発展に寄与した事業者を排除することになり、放送の健全な発展に悪影響をもたらす恐れがある。したがって、同原則の撤廃を強く求める。」

### 「(CSに関する集中排除緩和の) 郵政省電波監理審議会聴聞における聴聞準備書面」 (1993.1.18)

宛先：主任審理官・松本利太郎

背景：CS放送は、委託放送事業者の認定を受けた6局により92年4月からテレビ放送が、6月には音声放送が6局18チャンネルで順次開始した。ところが受信契約者が伸び悩み、音声放送では有料放送の開始を延期する局も現れた状況を受け、郵政省は93年3月2日、①新規参入事業者は2つのCSテレビ、または1つのCSテレビおよび6以内のCS音声放送を所有・支配できる、②既存の放送局は1つのCSテレビ、または6以内のCS音声放送を所有・支配できる、など、いずれも10年以内の期限付きの措置としてCS放送のマスメディア集中排除原則を緩和した。これに先立つ1月27日の電波監理審議会の聴聞会に提出した聴聞準備書面。

本文：「これまで繰り返し述べてきたとおり、マスメディア集中排除原則は電波メディアの多様化を踏まえて緩和されるべきである。

『通信衛星を利用する放送の普及の在り方に関する研究会』報告書では、『多チャンネル化が実現した場合、マスメディア集中排除原則の前提のひとつである周波数の有限希少性の意味が相対的に薄れることになる。多チャンネル化が実質的に進展した段階において、同原則の緩和を検討する必要がある』と提言した。同原則は本来的には後者の趣旨により

緩和されるべきものであると考える。10年間という期限を設けた理由について再度説明を求めたい。」

#### 「(地上放送出資規制に関する) 郵政省電波監理審議会聴聞における聴聞準備書面」 (1995.2.17)

宛先：主任審理官・山口睿樹

背景：郵政省は95年1月の電監審に、放送局の開設にあたって、複数の放送事業者の議決権保有の上限を「10分の1以下」から「5分の1未満」とすることで、マスメディア集中排除原則を緩和する旨の諮問を行った。これは郵政省が86年から進めている少数チャンネル地区の解消策（いわゆる1県4波化政策）が進み、多局化が行き詰まって来たため、参入要件を緩和し新たな参入を促す意味合いと政府が前年来進めている一連の規制緩和策の実行期限が年度末に迫っていることがあると思われた。諮問を受け開催される電監審の聴聞会に提出した準備書面で。

本文：「事案についてとくに異論はない。今後も、マスメディア集中排除原則が一層緩和されるよう期待する。」

#### 「BS-4後発機の利用方法等に関する日本新聞協会の意見」(1996.12.13)

背景：郵政省の「BS-4後発機検討会」はBS-4後発機について、アナログ方式、デジタル方式いずれかの選択を求める放送方式、利用方法、チャンネル構成、事業主体、制度、ハイビジョン放送を含む現行アナログ放送の扱い、視聴者保護など次期放送衛星の在り方全般について、新聞協会に対し意見書面の提出ならびに同検討会での意見表明を要請してきた。これに対し提出した意見。

本文：「過去の放送行政・制度の過ちを繰り返さないことが必要であり、そのためには、情報公開、透明な放送行政とともに、マスメディア集中排除原則などの規制を大幅に緩和し、事業者の意向を尊重しつつ、かつ視聴者の保護を重視した政策が求められる」

「93年5月の電監審の答申（諮問第14号）ではBS-4段階における衛星放送を「基幹的放送メディアの一つ」と性格付けているが、そうだとすれば、事業主体に既存の一般放送事業者等の参入を拒んだり、長年の経験、蓄積されたノウハウを持つ言論・報道機関の資質・能力を生かす道を閉ざすべきではない」

#### 「BSデジタル放送に関する日本新聞協会の意見」(1997.11.14)

背景：郵政省がBS-4後継機でデジタル放送を開始する方針を示し、97年10月から11月にかけてヒアリングを実施し、放送事業者以外からも広く意見を求めた。これについてメディア開発委員会が意見書をまとめ、提出したもの。

本文：「BS放送の円滑な導入・普及をはかるには責任ある経営体制を確立することが、言論・報道事業を展開するうえで必須要件と考える。従って、放送事業者の決定に際しては、既存放送事業者など長年の経験、多くの事業実績を持つ言論・報道機関の参画は不可欠で



ある。このような観点からマスメディア集中排除原則の緩和措置を求める」

### **「BS デジタル放送におけるデータ放送にかかわる制度の在り方に関する日本新聞協会メディア開発委員会の意見」(1999. 1. 29)**

背景：郵政省はBS デジタル放送におけるデータ放送にかかわる制度の在り方について意見を募集し、それに応じたもの。

本文：「一つの事業者が持てる最大の伝送容量については、データ放送として十分なサービスが可能で、かつできるだけ多くの事業者に割り当てることができるように設定すべきだと考えます。また、BS 放送を基幹的放送メディアとして位置付けている以上、データ放送事業への参入については、新聞をはじめとした言論・報道機関を排除すべきではなく、むしろそのノウハウを生かすことが、データ放送の振興・普及という観点からも合致するものです。したがって、データ放送事業への参入についてはマスメディア集中排除原則の撤廃を求めます」

### **総務省「マスメディア集中排除原則（地上放送関係）の見直しに関する基本的考え方」に対する意見 (2003. 7. 25)**

背景：地上放送のデジタル化がスタートしたが、デジタル化には地方局を中心に莫大な設備投資が必要なことから、放送事業者の経営基盤強化を目的に、地上放送における支配の基準について、隣接地域のローカル局間について、出資比率・兼営の制限等を緩和する方向が打ち出された。

意見内容：

「マスメディア集中排除原則を緩和する方向でまとめられており、これまでの当委員会の主張と重なる点がある」「一方、同原則に含まれる、いわゆる「三事業支配の禁止」規定については今回、「新聞と放送の相互の間での連携は社会的影響力が大きく、特に地域における情報源の多様性が損なわれるおそれがある」との考え方を記述し、制度見直しの具体的な方向性は何ら示されませんでした。「三事業支配の禁止」規定は、地上放送に関する同原則を定めた「放送局の開設の根本的基準」9条ただし書きにあるとおり、「ニュース又は情報の独占的頒布を行うこととなるおそれ」を防止することが目的であると考えますが、メディア環境が大きく変化している今日、新聞と放送の連携がさらに進むとしても、情報入手手段や言論の多元性、多様性は引き続き確保されると考えます。」「当委員会は、国民生活にとって重要な情報を発信している新聞・通信社が放送事業に進出することを制約している「三事業支配の禁止」規定は、言論・表現の自由に対する行政府の介入や、国民の知る権利の制約につながるおそれがあると考えます。」

### **「放送局の開設の根本的基準（昭和 25 年電波監理委員会規則第 21 号）及び放送法施行規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 10 号）等に係る制度改正案」に対する意見 (2003. 12. 25)**

背景：前項と同様。パブリックコメント実施

意見内容：

日本新聞協会メディア開発委員会は、本年5月、貴省が「マスメディア集中排除原則（地上放送関係）の見直しに関する基本的考え方」を公表した際にも意見書を提出し、マスメディア集中排除原則、とりわけ同原則に含まれる「三事業支配の禁止」規定について、撤廃を含めた見直しを行うよう求めました。

今回貴省が示された制度改正案は、全体としてはマスメディア集中排除原則を緩和する方向でまとめられています。しかしながら、地上放送局間の出資規制緩和などの内容は限定的なものであり、とくに「三事業支配の禁止」規定の撤廃が今回の改正案にも盛り込まれなかったことは、当委員会としてまことに遺憾です。

「三事業支配の禁止」規定を存置する理由について、貴省は「新聞と放送の相互の間での連携は社会的影響力が大きく、特に地域における情報源の多様性が損なわれるおそれがある」との考え方を示していますが、同規定の制定当時と比べ現在のメディア環境は大きく変化しており、今後、新聞と放送の連携がさらに進むとしても、情報入手手段や言論の多元性、多様性は引き続き確保されると考えます。当委員会としては、貴省がこうした環境変化を十分に勘案することなく、旧来の考え方にのみ固執して現行制度を維持しようとしていることについて、大きな疑問を抱かざるをえません。現行制度でさえ「ニュース又は情報の独占的頒布を行うこととなるおそれ」がない場合には「三事業支配の禁止」規定の例外とするなど、同規定の適用にあたっては言論・情報の多様性の実態を踏まえた、柔軟な判断が必要であることを示しているからです。もし、貴省として今日的になお多様性を損なう「おそれ」があると想定するケースがあるのであれば、抽象論ではなく、その具体的事例を示して説明すべきではないでしょうか。

当委員会がこれまでマスメディア集中排除原則の撤廃や大幅緩和を求めてきた理由は、前回7月25日に提出した意見書（別添資料）に記載のとおりです。したがって、ここでは再びその内容を詳述することはしませんが、放送に対する公的規制は、混信防止対策など必要最小限にとどめるべきであり、また、新聞・通信社の放送事業への進出を制約することは、直接、間接を問わず、言論・表現の自由に対する行政府の介入や、国民の知る権利の制約につながるおそれがある、などの当委員会の指摘について再度十分に検討され、マスメディア集中排除原則の見直し、とくに「三事業支配の禁止」規定について撤廃を含めた見直しを行うよう、貴省にあらためて求めます。

#### **「デジタル化の進展と放送政策に関する調査研究会」取りまとめ（案）に対する日本新聞協会メディア開発委員会の意見（2006.8.31）**

背景：総務省の標記研究会が、デジタル化時代の放送政策のあり方について、持株会社、マスメディア集中排除原則、衛星放送規律、新たな放送サービスなどをテーマに検討を進め、とりまとめを前に意見募集を行ったことから、委員会の考え方を表明した。

意見内容：

マスメディア集中排除原則が制定された 1959 年以降、メディアの質的多様化や量的拡大は急速に進んでいます。地上民間テレビジョン放送は、約 9 割の世帯において 4 チャンネル以上の視聴が可能となっており、ラジオ、BS・CS の各衛星放送、CATV とあわせ、多くの視聴者が多チャンネルの放送を享受しています。また、インターネット利用人口は 9,000 万人に迫ろうとしています。全国紙、地方紙、雑誌等の印刷媒体に加え、各種の放送、インターネットメディアを利用することで、人々の情報入手手段の多元性と情報内容の多様性は、当時とは比べものにならないほど拡大しています。このような状況から当協会メディア開発委員会は繰り返し、マスメディア集中排除原則、とりわけ同原則に含まれる「三事業支配の禁止」規定について撤廃を含めた見直しを求めてきました。

にもかかわらず、今回、総務省が示された「デジタル化の進展と放送政策に関する調査研究会」取りまとめ（案）（以下、「取りまとめ案」）は、同一地域におけるテレビジョン放送、AM 放送、新聞の同時支配を禁止したいわゆる「三事業支配の禁止」規定を存置するとともに、新たに「テレビ・FM・新聞」の三事業支配についても同様に原則禁止・例外許容として扱うことが適当との考えを示しています。これは、これまで繰り返し「三事業支配の禁止」規定の撤廃を求めてきた当委員会の主張と対立するものです。

同規定は、地上放送に関する同原則を定めた「放送局の開設の根本的基準」9 条ただし書きにあるとおり、「ニュース又は情報の独占的頒布を行うこととなるおそれ」を防止することが目的であると考えますが、前述のとおりメディア環境が大きく変化している今日、新聞と放送の連携がさらに進むとしても、情報入手手段や言論の多元性、多様性は引き続き確保されると考えます。もし、今日においてもなお独占的頒布の「おそれ」があると想定するケースがあるのであれば、その根拠を具体的に示して説明すべきです。

そもそもメディアである放送に対する公的規制は、言論・表現の自由を踏まえ、混信防止対策など必要最小限にとどめるべきであり、新しい時代の放送局経営にあっては、経営の自由度をできるだけ高めることも重要だと考えます。

以上、当委員会の指摘について十分に検討し、「三事業支配の禁止」規定撤廃を含めた見直しを行うよう、貴省にあらためて求めます。

### **「放送法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令等の整備」に関する日本新聞協会メディア開発委員会の意見(2008. 2. 18)**

背景：認定放送持株会社制度の導入に伴い、放送法ならびに省令が改正され、FM ラジオとテレビジョン放送の兼営が認められたほか、いわゆるマスメディア集中排除原則が「放送局に係る表現の自由享有基準」として省令化された。

意見内容：

マスメディア集中排除原則が制定された 1959 年には、数多くの人たちにニュースや情報を伝えるメディアの主役は新聞、雑誌、ラジオ、テレビに限られていました。しかし今日では、人々が情報を入力する手段は当時と比べて格段に増えています。ケーブルテレ

ビやBS、CSなどの放送メディアはもとより、インターネットの急速な普及に伴ってパソコンや携帯電話などの通信メディアを通じて、多種多様な情報が世界中で大量に流通しています。加えて、検索エンジンをはじめとする情報通信技術の進展で、必要な情報を簡便かつ瞬時に取り出すことも可能な時代になっています。

日本新聞協会メディア開発委員会は、こうした言論空間の環境変化を踏まえて、これまで機会あるごとに、マスメディア集中排除原則の緩和を主張し、特に同原則に含まれる「三事業支配の禁止」規定については撤廃するよう、強く求めてきました。

第一に、省令案は同一放送対象地域におけるFMラジオとテレビジョン放送の兼営を認めるものですが、新聞、FM、テレビの同時支配を、新聞、AM、テレビの三事業支配と同様に原則禁止するとしています。前述のとおり、当委員会はこれまで再三、「三事業支配の禁止」規定の撤廃を求めてきました。地域に密着したフリーペーパーの発行部数は今や3億部に迫り、コミュニティーFM局も200局を超え、コミュニティーや生活情報が中心のSNSやブログも隆盛を極めています。こうした中で「三事業支配の禁止」を撤廃したとしても、情報の「多様性」「多元性」「地域性」が損なわれる状況にないのは明らかであり、改めて同規定の撤廃を求めます。

次に、今回の制度整備案では、電波法改正に伴って「放送局の開設の根本的基準」のうち、いわゆるマスメディア集中排除原則に相当する部分を分離・独立させ、「放送局に係る表現の自由享有基準」という名称の新たな省令を設けることになっています。マスメディア集中排除原則は元来、有限希少な電波資源を使って行う放送事業の施設免許基準として設けられたものであり、行政機関による規制は混信防止など必要最低限にとどめるべきです。憲法で保障されている「表現の自由」を行政機関が規定・管理するかのような名称の省令は、マスメディア集中排除原則をコンテンツ規律の法体系に移行させるための布石ではないかという疑心暗鬼を生じかねません。

以 上